

にあった公衆トイレとして設置する計画である。

次に、仙石原すき草原の仮設トイレについては、箱根の秋を代表する景観として年々見物客が増加している中で、町ではこれらの見物客の受け入れ対策の一環として、毎年9月から11月の3か月間、仙石原すき草原の周辺に、臨時駐車場と仮設トイレを設置し、誘導等のための警備員を配置している。

平成6年度に初めて1基を設置し、その後見物客の増加とともに、設置数・設置場所を増やし、平成15年度からは箱根湿生花園の公衆トイレ活用と高原ふれあい広場と町営仙石原テニスコートに隣接する臨時駐車場の2箇所、合わせて8基の仮設トイレを設置したものである。

地元の皆様からは、9月から11月の3か月間に限らず、年間を通して見物客等を迎えるため、恒久的な利用が可能な公衆トイレを高原ふれあい広場に設置してほしいという強い要望もあるが、当面、町としては、地元との協議の中で、見物客等の実態に即して、仮設トイレの設置期間の延長

**健康福祉**  
**障害者自立支援法について**

**Q** 応益1割負担への公費助成や地域生活支援事業等について、また、障がい者通所利用者への交通費助成について伺う。

**A** 障害者自立支援法に

ついては、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に大きく分かれており、自立支援給付については、居宅や施設における介護サービスを利用できる制度で、10月1日付で当町の障がいのある55名の方に、延べ74の福祉サービスの支給決定をさせていただいたが、障害者自立支援法では掛かった費用の9割を支給するものであり、残り1割を利用者に負担していただく制度である。

この利用者負担については、や設置数を増設のほか、仮設トイレ設置場所への誘導・案内を充実するなど、見物客にとつての不便や周辺住民にとつての負担を少しでも軽減できるようにしていきたいと考えている。

何段階もの減免措置が設けられており、まず所得に応じて4段階の月額負担上限額が設定され、一月に利用したサービスの量に関わらず、それ以上の負担は生じないことになっている。次に、20歳以上の方で入所施設利用、あるいはグループホームなどの居住系サービスを利用する場合は、市町村税が非課税である者のうち、障がい者本人名義の一定の資産を有していない場合に個別減免が受けられ、また、社会福祉法人が運営している施設で、20歳未満の方の入所施設利用、在宅で生活をする利用やホームヘルプ等利用については、収入や資産が一定

以下ということであれば、社会福祉法人減免の対象となり、月額負担上限額が半額となるものである。その他に入所施設の食費、光熱水費などの実費負担についても、低所得者に対して負担の軽減が図

られるほか、今まで述べた負担軽減策を使っても生活保護の対象となってしまう人については、生活保護の対象とならないようになるまで月額上限負担額を引き下げ、さらに食費等実費負担も引き下げられるものである。

このように利用者負担額については、何段階もの減免措置が取られており、現段階では町独自の負担軽減は考えていないが、原則1割負担になったことにより、障がい者の方々などから批判が出ている状況から、国において障がい者の負担を軽減する動きが出ているので、近隣市町村と連携を密にし、慎重に検討したいと考えている。

次に、地域生活支援事業については、障がいを持つ方が福祉サービスを受けることとは別に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域での生活を支える事業である。

次に、障がい者通所施設利用者に対する交通費の助成については、「箱根町障害者施設通所者等交通費扶助費交付要綱」に基づき、障がい者の方が更生または社会復帰のために施設に通所する際、最も経済的な通常の経路及び方法により通所する交通費を扶助するもので、本年度より掛かった費用の1/2を補助するものである。なお、11月現在では、23人の障がい者の方に約105万円程度の支出が見込まれるものである。

